

## 放課後児童クラブ入会基準新旧対照表

旧			新		
1. 放課後児童クラブの入会基準 児童福祉法第6条の3に定める「その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」とは以下のとおりとする。			1. 放課後児童クラブの入会基準 釧路市放課後児童クラブ運営要綱第3条第1項に定める「就労、疾病その他の理由により保護者が昼間家庭にいないもの」とは以下のとおりとする。		
番号	保護者が次のいずれかに該当すること。	認定の有効期間	番号	保護者が次のいずれかに該当すること。	認定の有効期間
1	1月において、48時間以上労働することを常態とすること。	当該年度の3月31日まで	1	1月において、48時間以上労働することを常態とすることとし、以下に該当すること。 ・1年生の場合、勤務終了時間が14時00分以降※1 ・2年生の場合、勤務終了時間が14時30分以降 ・3年生以上の場合、勤務終了時間が15時00分以降であること。 ※1 右欄※2に定める期間までは勤務終了時間を「正午以降」とする。 ※3 長期休み期間については勤務終了時間を「正午以降」とする。ただし、放課後児童クラブ単独施設はこの限りではない。 ※4 通勤時間として30分を含む。ただし実態に応じて考慮する。	当該年度の3月31日まで  ※2 当該年度の5月31日までを上限とする。  ※3の場合、当該長期休みの終了日の翌日が属する月の末日または、当該年度の3月31日までを上限とする。
2	妊娠中であるか又は出産後間がないこと。	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日（同日前に子どもが小学校を卒業する場合は小学校卒業前または、当該年度の3月31日）まで	2	妊娠中であるか又は出産後間がないこと。	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日（同日前に子どもが小学校を卒業する場合は小学校卒業前または、当該年度の3月31日）まで
3	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有していること。	当該年度の3月31日まで	3	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有していること。	当該年度の3月31日まで
4	同居の親族（長期入院等の親族を含む。）を常時介護又は看護していること。	当該年度の3月31日まで	4	同居の親族（長期入院等の親族を含む。）を常時介護又は看護していること。	当該年度の3月31日まで
5	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。	当該年度の3月31日まで	5	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。	当該年度の3月31日まで
6	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。	認定の効力発生日から起算して90日を経過する日が属する月の末日（同日前に子どもが小学校を卒業する場合は小学校卒業前または、当該年度の3月31日）まで			

7	学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。  職業訓練等を受けていること。	保護者の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日(同日前に子どもが小学校を卒業する場合は小学校卒業前または、当該年度の3月31日)まで	6	学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。  職業訓練等を受けていること。	保護者の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日(同日前に子どもが小学校を卒業する場合は小学校卒業前または、当該年度の3月31日)まで
8	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。  配偶者からの暴力により子どもの保育を行うことが困難であると認められること。	当該年度の3月31日まで	7	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。  配偶者からの暴力により子どもの保育を行うことが困難であると認められること。	当該年度の3月31日まで
9	育児休業取得時に、既に放課後児童クラブを利用している子どもがおり、育児休業の間に引き続き放課後児童クラブの利用が必要であると認められること。	育児休業期間が終了する日の属する月の末日(同日前に子どもが小学校を卒業する場合は小学校卒業前または、当該年度の3月31日)まで	8	上記の事由に類するものとして市が認める事由に該当すること。	当該事由に該当するものとして認めた事情を勘案して上記に準じて定める期間
10	上記の事由に類するものとして市が認める事由に該当すること。	当該事由に該当するものとして認めた事情を勘案して上記に準じて定める期間			